

平成23年第4回本巢市議会定例会議事日程（第1号）

平成23年9月5日（月曜日）午前9時 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第33号 本巢市税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第34号 本巢市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第35号 平成23年度本巢市一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第7 議案第36号 平成23年度本巢市簡易水道特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第8 議案第37号 平成23年度本巢市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第9 認定第1号 平成22年度本巢市一般会計歳入歳出決算について
- 日程第10 認定第2号 平成22年度本巢市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第11 認定第3号 平成22年度本巢市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について
- 日程第12 認定第4号 平成22年度本巢市老人保健医療特別会計歳入歳出決算について
- 日程第13 認定第5号 平成22年度本巢市簡易水道特別会計歳入歳出決算について
- 日程第14 認定第6号 平成22年度本巢市農業集落排水特別会計歳入歳出決算について
- 日程第15 認定第7号 平成22年度本巢市公共下水道特別会計歳入歳出決算について
- 日程第16 認定第8号 平成22年度本巢市水道事業会計決算について
- 日程第17 議員派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（18名）

1番	江崎達己	2番	鏝本規之
3番	黒田芳弘	4番	舩渡洋子
5番	臼井悦子	6番	高田文一
7番	高橋勝美	8番	安藤重夫
9番	道下和茂	10番	中村重光
11番	村瀬明義	12番	若原敏郎
13番	瀬川治男	14番	後藤壽太郎
15番	上谷政明	16番	大西徳三郎
17番	遠山利美	18番	鵜飼静雄

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市 長	藤 原 勉	副 市 長	青 木 一 也
教 育 長	白 木 裕 治	総 務 部 長	中 島 治 徳
企 画 部 長	高 田 敏 幸	市 民 環 境 部 長	高 橋 卓 郎
健 康 福 祉 部 長	浅 野 明	産 業 建 設 部 長	坂 井 嘉 徳
林 政 部 長 兼 根 尾 総 合 支 所 長	奈 良 村 竜 生	上 下 水 道 部 長	杉 山 尊 司
教 育 委 員 会 事 務 局 長	川 村 登 志 幸	会 計 管 理 者	古 田 浩
代 表 監 査 委 員	三 田 村 晃 司		

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議 会 事 務 局 長	石 川 博 光	議 会 書 記	安 藤 正 和
議 会 書 記	白 田 慶 生		

開会の宣告

○議長（道下和茂君）

それでは、ただいまから平成23年度第4回本巢市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は18人であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（道下和茂君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号5番 臼井悦子君と6番 高田文一君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（道下和茂君）

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月29日までの25日間とし、9月6日、8日から14日、17日から28日までを休会にしたいと思っております。これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から9月29日までの25日間とし、9月6日、8日から14日、17日から28日までを休会とすることに決定をいたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（道下和茂君）

日程第3、諸般の報告を行います。

それでは、市長から行政報告をお願いいたします。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、行政報告を申し上げたいと思います。

初めに、本市の防災対策につきまして御報告を申し上げます。

まず、市の防災計画の見直しでございますが、3月11日に発生いたしました東日本大震災を受け、県におきまして、県の防災計画の見直しに着手され、現在、有識者会議の提言も受け改正作業が進められております。こうした県の改正作業に合わせ、市の防災計画の見直しを早急に進めてまいりたいと考えております。

こうした見直し作業とあわせ、このたびの東日本大震災の教訓を踏まえ、支援物資が届くまでに必要となる飲料水や食料の確保を図るため、備蓄用の飲料水や食料を増量いたしますとともに、4月に実施させていただきました各自治会へのアンケート調査で要望が多かった簡易トイレや発電機を購入することといたしております。

また、被災後の飲料水を確保するため、市内にある配水池に緊急遮断弁を設置し、飲料水の供給に万全を期してまいりたいと考えております。

さらに、災害時に障がい者や高齢者の皆さんの避難を支援するため、災害時要援護者支援システムを新たに構築することといたしております。

こうした対策に係る経費につきましては、今定例会に補正予算として計上しておりますほか、今後、予算措置をお願いしてまいりたいと考えております。

次に、東日本大震災の被災地支援について御報告申し上げます。

今年度8月までに実施いたしました各種イベントにおきまして、多くの市民の皆様から義援金の御提供をいただきました。市民の皆様方の善意に敬意を表しますとともに、感謝申し上げます。今後計画されておりますイベントでの義援金と合わせ、震災孤児の育英資金として被災地へお届けしたいと思っております。

次に、移住・定住体験事業につきまして御報告を申し上げます。

この移住・定住体験事業につきましては、過疎対策の一環といたしまして、過疎化が進行し限界集落化が進んでおります本市の北部地域への移住・定住人口の増加を促進するために、今年度、空き家現地調査の実施とあわせ、地元の方のお宅に民泊し、農業体験などを通して田舎暮らしを体験していただく「淡墨桜の里田舎暮らし体験ツアー」として、10月1日から2日にかけて実施するものでございます。

体験ツアーへの申し込みを8月31日で締め切りしましたところ、遠くは東京都目黒区、富山県黒部市、名古屋市などから24組の応募がございました。多くの方から応募をいただきましたが、その中から5組の参加者を決定させていただいたところでございます。

今後は、参加をいただいた方々の御意見を参考に事業を検証し、引き続き北部地域への移住・定住人口の増加につながる事業を検討してまいりたいと考えております。

以上、行政報告とさせていただきます。

○議長（道下和茂君）

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 議案第33号及び日程第5 議案第34号（上程・説明）

○議長（道下和茂君）

日程第4、議案第33号 本巣市税条例等の一部を改正する条例について及び日程第5、議案第34号 本巣市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてを一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

まず、議案第33号 本巣市税条例の一部を改正する条例についてでございます。

現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して、税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律が平成23年6月30日に公布されたことに伴い、この条例を定めるものでございます。

詳細につきましては、総務部長から御説明を申し上げます。

次に、議案第34号 本巣市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律が平成23年7月29日に公布されたことに伴い、この条例を定めるものでございます。

詳細につきましては、健康福祉部長から御説明を申し上げます。

○議長（道下和茂君）

議案第33号の補足説明を総務部長に求めます。

総務部長 中島治徳君。

○総務部長（中島治徳君）

それでは、本巣市税条例等の一部を改正する条例の補足説明をさせていただきます。

議案の概要の1ページ、税条例等の一部を改正する条例の概要並びに4ページの新旧対照表をお開き願いたいと思います。

それでは、第26条、市民税の納税管理人に係る不申告に関する過料の改正でございますが、過料の額「3万円以下」を「10万円以下」とするものでございます。

次に、第34条の7、寄附金税額控除の改正でございますが、条項、条文の整備と寄附金税額控除の下限を「5,000円」から「2,000円」に引き下げるものでございます。

次に、36条の3につきましては、条文の整備でございます。

次に、36条の4、市民税に係る不申告に関する過料の改正、第53条の10、退職所得申告書の不提出に関する過料の改正、第65条、固定資産税の納税管理人に係る不申告に関する過料の改正、第75条、固定資産に係る不申告に関する過料の改正、第88条、軽自動車税に係る不申告等に関する過料の改正、第100条の2、たばこ税に係る不申告に関する過料の改正、第105条の2、鉱産税に係る不申告に関する過料の改正、第107条、鉱産税の納税管理人に係る不申告に関する過料の改正、第133条、特別土地保有税の納税管理人に係る不申告に関する過料の改正、第139条の2、特別土地保有税に係る不申告に関する過料の改正でございますが、不申告、不提出者の過料の額、「3万円以下」を「10万円以下」とするものでございます。

次に、附則の改正でございますが、第7条の4、寄附金税額控除における特例控除額の特例の改正でございますが、課税の特例の適用を受ける者の寄附金控除における特例控除の算出についてで

ございますが、「3%」から「7.2%」により計算するものでございます。

次に、第8条、肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例の改正でございますが、課税対象飼育牛の売却頭数が年間1,500頭を超える場合には、その超える部分の所得を免税対象から除外する改正と、その適用期限を平成27年度まで延長するものでございます。

次に、第10条の2、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告の改正でございますが、新築期限を平成25年3月31日まで延長するものでございます。

次に、第16条の3から第20条の4までの改正ですが、読みかえ規定及び条項、条文の整備でございます。

次に、第2条の本巢市税条例の一部を改正する条例の一部改正についてでございますが、第2条、個人の市民税に関する経過措置の改正でございますが、配当等の税率を平成25年12月31日まで延長するものでございます。

次に、第4条の本巢市税条例の一部を改正する条例の一部改正、第1条、施行期日の改正でございますが、非課税口座内上場株式等の譲渡に係る市民税の所得計算の特例の施行期日を平成27年1月1日とするものでございます。

次に、第2条、個人の市民税に関する経過措置の改正でございますが、非課税口座内上場株式等の譲渡に係る市民税の所得計算の特例の適用を平成27年度以後とするものでございます。

次に、附則第1条から第5条まででございますが、施行期日、経過措置の規定でございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（道下和茂君）

議案第34号の補足説明を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 浅野 明君。

○健康福祉部長（浅野 明君）

それでは、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例につきまして御説明したいと思います。

お手元の概要の26ページをごらんいただきたいと思います。

27ページには新旧対照表をつけてございます。よろしく申し上げます。

今回の法改正につきましては、3月11日の東日本大震災におけます被害が甚大であったということから、法改正がなされたものでございます。改正の趣旨につきましては、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律が23年7月29日に公布されたことに伴いまして改正するものでございます。改正の内容につきましては、災害弔慰金の支給対象となる遺族の範囲に、死亡した者の死亡当時における兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時同居し、または生計を同じくしている者に限る。）ということで、この部分が加えられたというものでございます。

施行期日につきましては、この条例は、公布の日から施行し、平成23年3月11日以降生じた災害に係る災害弔慰金について適用するものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

日程第6 議案第35号から日程第8 議案第37号まで（上程・説明）

○議長（道下和茂君）

日程第6、議案第35号 平成23年度本巢市一般会計補正予算（第2号）についてから、日程第8、議案第37号 平成23年度本巢市水道事業会計補正予算（第1号）についてまでを一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

まず、議案第35号 平成23年度本巢市一般会計補正予算（第2号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4億7,878万5,000円を増額するものでございます。

歳入の主なものといたしましては、増額分として、普通交付税交付額の決定に伴う地方交付税、県単かんがい排水事業の追加採択に伴う県単かんがい排水事業費県補助金、前年度繰越金の増額、それから、減額分といたしまして、地方特例交付金の交付額の決定、また、安全・安心な学校づくり交付金の事業不採択、また、財源調整による基金繰入金及び臨時財政対策債の発行可能額の決定に伴う減額が主なものでございます。

また、歳出の主なものといたしましては、太陽光発電設備の促進を図るための補助金、農業用排水路改良工事に伴う事業費、橋梁に係る測量調査設計等委託料及び修繕工事、災害対策における備蓄食料及び備蓄資材の購入が主な内容でございます。

詳細につきましては、副市長から御説明を申し上げます。

次に、議案第36号 平成23年度本巢市簡易水道特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,038万9,000円を増額するものでございます。

歳入におきましては、前年度繰越金の増額及び繰入金の減額、歳出におきましては災害対策用備品及び新設改良費の増額が主なものでございます。

詳細につきましては、上下水道部長から御説明を申し上げます。

次に、議案第37号 平成23年度本巢市水道事業会計補正予算（第1号）についてでございます。

収益的収入及び支出につきまして、収入支出それぞれ200万円を増額するもので、人事異動による職員給与費に伴うものでございます。

詳細につきましては、上下水道部長から御説明を申し上げます。

以上、よろしく御審議いただきまして、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（道下和茂君）

議案第35号から議案第37号については、本日、本会議散会后、全員協議会において副市長及び担当部長から補足説明を求め、その後に質疑を行います。

議案第35号 平成23年度本巢市一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第35号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第35号は委員会付託を省略することに決定しました。

議案第36号 平成23年度本巢市簡易水道特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第36号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第36号は委員会付託を省略することに決定しました。

議案第37号 平成23年度本巢市水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第37号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第37号は委員会付託を省略することに決定しました。

日程第9 認定第1号から日程第16 認定第8号まで（上程・説明・監査委員報告）

○議長（道下和茂君）

日程第9、認定第1号 平成22年度本巢市一般会計歳入歳出決算についてから、日程第16、認定第8号 平成22年度本巢市水道事業会計決算についてまでを一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、平成22年度本巢市の各会計決算の認定につきまして御説明を申し上げます。

まず、認定第1号 平成22年度本巢市一般会計歳入歳出決算についてでございます。

歳入総額は153億4,652万2,296円、歳出総額は144億1,466万5,737円、歳入歳出差引残額9億3,185万6,559円でございます。

次に、認定第2号 平成22年度本巢市国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてでございます。

事業勘定の決算額の歳入総額は39億6,512万1,187円、歳出総額は36億1,852万1,118円、歳入歳出差引残額3億4,660万69円でございます。

また、施設勘定の決算額の歳入総額は2億7,096万4,797円、歳出総額は2億6,118万4,190円、歳入歳出差引残額978万607円でございます。

次に、認定第3号 平成22年度本巢市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてでございます。

歳入総額は2億8,856万4,787円、歳出総額は2億8,460万3,621円、歳入歳出差引残額396万1,166円でございます。

次に、認定第4号 平成22年度本巢市老人保健医療特別会計歳入歳出決算についてでございます。歳入総額は261万3,227円、歳出総額は261万3,227円で、歳入歳出差引残額はなく、平成22年度をもって廃止されたものでございます。

次に、認定第5号 平成22年度本巢市簡易水道特別会計歳入歳出決算についてでございます。歳入総額は8億85万9,481円、歳出総額は7億4,618万2,912円、歳入歳出差引残額5,467万6,569円でございます。

次に、認定第6号 平成22年度本巢市農業集落排水特別会計歳入歳出決算についてでございます。歳入総額は7億3,743万7,679円、歳出総額は6億8,852万7,144円、歳入歳出差引残額4,891万535円でございます。

次に、認定第7号 平成22年度本巢市公共下水道特別会計歳入歳出決算についてでございます。歳入総額は5億1,992万3,554円、歳出総額は5億284万1,331円、歳入歳出差引残額1,708万2,223円でございます。

以上、一般会計及び特別会計決算の7案件につきましては、去る7月8日から7月25日まで、監査委員によります決算審査を実施していただいておりますので、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付しまして、議会の認定をお願いするものでございます。

詳細につきましては、会計管理者及び各担当部長から御説明を申し上げます。

次に、認定第8号 平成22年度本巢市水道事業会計決算についてでございます。

収益的収入は、3億642万1,553円、支出は2億9,475万1,094円でございます。

また、資本的収入は2億5,654万417円、支出は3億3,273万6,954円でございます。

8月25日に、監査委員によります決算審査を実施していただいておりますので、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付しまして議会の認定をお願いするものでございます。

詳細につきましては、上下水道部長から御説明を申し上げます。

以上、よろしく御審議いただきまして、御承認を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（道下和茂君）

認定第1号から認定第8号については、監査委員に監査をお願いしてありますので、代表監査委員から決算審査についての意見を求めます。

代表監査委員 三田村晃司君。

○代表監査委員（三田村晃司君）

平成22年度本巢市各会計歳入歳出決算及び平成22年度基金の運用状況審査意見。

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された平成22年度本巢市一般会計、特別会計歳入歳出決算及び同法第241条第5項の規定により、審査に付された平成22年度の基金の運用状況について審査しましたので、その結果について次のとおり意見を提出します。

1. 審査の概要。

1. 審査の対象。平成22年度本巢市一般会計歳入歳出決算、同国民健康保険特別会計ほか5件の特別会計歳入歳出決算及び基金の運用状況。附属書類、平成22年度本巢市各会計歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書。

2. 審査期間。平成23年7月8日から平成23年7月25日。実施日、5日間。

3. 審査の手続。審査に付された各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、関係法令に準拠して作成されているかどうかを確かめるため、これらの計数の適正性を検証するため、関係帳簿その他証拠書類との照合等、通常実施すべき審査手続を実施したほか、必要と認めたその他の審査手続を実施しました。

また、審査に付された平成22年度の基金の運用状況を示す書類について、その計数の正確性を検証するため、関係帳簿等との照合その他通常実施すべき審査手続を実施したほか、基金の運用状況の妥当性を検証するため、関係書類を審査しました。

4. 実施の審査、3カ所。本巢方面隊消防車庫、外山簡易水道木倉中継ポンプ場、外山簡易水道川内水源地を実地審査しました。

2. 審査の結果。

審査に付された各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、関係法令に準拠して作成されており、その計数は関係帳簿その他証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認められました。なお、予算の執行及び関連する事務は適正に行われているものと認められました。また、基金の運用状況を示す書類の計数は、関係帳簿等と照合した結果、誤りのないものと認められ、運用状況は妥当であると認められました。

なお、審査結果の詳細については、審査意見書に記述したとおりであります。決算の状況及び意見を簡潔に述べます。

当年度の一般会計歳入歳出決算の状況を見ると、歳入153億4,652万2,000円、歳出144億1,466万6,000円で、前年度に比し、歳入は1,435万5,000円、0.1%減少し、歳出は5,377万4,000円、0.4%増加しており、形式収支は9億3,185万6,000円、実質収支は8億2,188万円の黒字であるが、単年度収支は7,901万8,000円の赤字となっています。市税は1億6,387万9,000円、2.9%減少し、市債は3億7,375万8,000円、32.1%増加しています。また、財政調整基金や学校教育施設等整備基金など基金に14億502万円が積み立てられています。一般会計に特別会計を合わせた総計決算額では、歳入219億3,200万7,000円、歳出205億1,913万9,000円で、形式収支は14億1,286万8,000円、実質収支は13億289万2,000円の黒字であります。単年度収支は4,643万3,000円の赤字となっています。

普通会計によって財政構造を見ると、経常収支比率は普通交付税及び臨時財政対策債発行可能額の増加により当年度は76.0%で、前年度に比し6.5ポイント低下しているものの依然として高く、財政が硬直化していることに変わりはありません。また、財政力指数は0.744で、前年度よりわずかに低下し、公債費比率は2.9%で、前年度に比し3.3ポイント低下しています。ちなみに、歳入の構成を見ると、自主財源の割合が48.3%で、前年度より1.1ポイント低下しています。

また、市税や学校給食費などの徴収に一定の成果が見受けられるものの、依然として市税、国民健康保険税、学校給食費及び使用料などの滞納による収入未済額や不納欠損額が継続して発生している状態です。これは、行政執行の計画性に支障を生じることのみならず、市民の公平感を阻害し、行政そのものに対する不信感につながるおそれがあることから、収納体制については関係部署が一体となるなど全庁的な取り組みを実施し、収入未済額の縮減、収納率の向上、市税等の財源確保及び受益者負担の適正化に一層努められ、効率的・効果的な財政運用の進展を望むものであります。

一方、歳出の構造を見ると、前年度に比し、経常的経費の割合が6.2ポイント低下し28.8%、投資的経費割合は2.8ポイント低下し、12.4%となっています。投資的経費割合が低いことは、一概に諸事業の推進が図られていないことを示すわけではないが、引き続き経常的経費の節減に努める必要があります。

市債の当年度発行額は15億3,815万4,000円で、前年度に比し3億7,375万8,000円増加しており、市債の発行に当たっては、将来にわたる財政の健全化の確保に十分な配慮を望むところであります。

また、歳入状況及び財政運用上妥当な実質収支等を勘案する中で、事業の必要性や実効性を十分に検証し、工事等の入札差金や経費の削減による不用額が生じた場合には、速やかに補正を行うか次の執行に充てる財源とするなど、不用額の有効活用等についても検討されたい。

以上に加え、今後の地域主権改革の推進により、基礎自治体への権限移譲及び地方自治法等の抜本の見直しが進む中、地方税財源の充実確保やひもつき補助金の一括交付金化など、地方行財政の運営や見通しは極めて不透明な状況にあります。

あわせて、緊急総合経済対策として実施されている地域活性化交付金事業については臨時的なものであるとともに、今後の経済の回復基調はいまだ不透明であり、本市を取り巻く財政状況は依然として厳しい状態が続くものと思われ、引き続き経費の削減に努めていく必要があると思われま

す。最後に、事務執行に当たっては、社会経済情勢の変化に即応し、全職員が自覚と認識を持って適切な執行に努められるとともに、今後も費用対効果を検証する中でさらなる経費削減を図りながら、より効率的・効果的な執行を進め、健全な財政運営が図られるよう努力されたいと思われま

す。また常日ごろから複雑かつ多様化する市民のニーズを的確に把握し、本巢市第1次総合計画の実行に向けて、最少の経費で最大の効果が上がる、元気で笑顔あふれる本巢市づくりが進められるよう期待するものであります。

平成23年9月5日、本巢市代表監査委員 三田村晃司。

続いて、平成22年度本巢市水道事業会計決算意見。

地方公営企業法30条第2項の規定により審査に付された平成22年度本巢市水道事業会計の決算について審査しましたので、その結果について、次のとおり意見を提出します。

第1. 審査の概要。

1. 審査の対象。平成22年度本巢市水道事業会計決算。
2. 審査の期間。平成23年5月30日。

3. 審査の手続。審査に付された決算報告書、財務諸表、事業報告書及び附属明細書について、関係法令に準拠して作成され、当事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているかどうかを検証するため、総勘定元帳その他の会計帳票及び関係証書類との照合等、通常実施すべき審査手続を実施したほか、必要と認めたその他の手続を実施しました。なお、審査に当たっては、当事業が経済性を発揮し、合理的かつ効率的に運営されたかどうかを検証するため、事業の経営分析を行いました。

4. 実地の審査。本巢上水道文殊中継ポンプ場。

第2. 審査の結果。

審査に付された水道事業会計関係書類は、法令に準拠して作成されており、当年度事業の年度末現在の営業成績及び財政状態が適正に表示されているものと認められました。その審査結果を次のとおり述べます。

1. 事業の概要。

当年度の事業実績として、前年度に比べ給水区域内人口が66人、0.3%、給水人口は76人、0.3%、給水戸数は59戸、0.9%とそれぞれ増加していますが、普及率の増減はありませんでした。また、年間配水量は2万2,688立方メートル、0.8%減少していますが、年間有収水量は3万6,761立方メートル、1.5%増加したことで、年間有収率では2.3%増加しています。

当年度における建設改良拡張工事の状況は、本巢上水道文殊中継ポンプ場の整備、真正第一浄水場の流量計の整備のほか、配水管拡張工事として2,071.1メートル、配水管改良工事として1,765.8メートルが施工され、これらの工事費の総額は2億4,801万8,000円となっています。

2. 予算の規模。

当年度の決算は、総収益は2億9,354万円で、給水収益は増加しましたが、受託工事収益や一般会計からの補助金が減少したため、前年度に比べ5.0%減少しています。また、総費用は2億8,981万1,000円で、受託工事費は減少しましたが、修繕費や事務職員の増員による総係費が増加したため、前年度に比べ2.2%増加しています。このため、当年度の純利益は前年度に比べ大幅に減少しています。

3. 予算執行状況。

当年度の予算執行状況について、収益的、投資的の別に述べます。

(1) 収益的収入及び支出。

収益的収入合計は3億642万2,000円で、予算額に対し607万8,000円の減、収入率は98.1%となっています。これは、営業収益の受託工事収益などの減によるものであります。収益的支出合計は2億9,475万1,000円で、執行率は94.3%、1,774万9,000円の不用額が生じています。不用額の主なものは、受託工事費、減価償却費によるものであります。また、予算額中、総係費及び資産減耗費で1,142万6,000円が増額補正され、財源として他会計補助金から1,000万円と予備費142万6,000円が充当されています。

(2) 資本的収入及び支出。

資本的収入合計は2億5,654万円で、予算額に対し1,306万円の減、収入率は95.2%となっています。これは、主に当初見込んでいた建設改良費に不用額が生じたことにより、企業債の発行が減少したことによるものであります。また、予算額中、企業債で200万円が増額補正されています。資本的支出合計は3億3,273万7,000円で、執行率90.9%、不用額は3,336万3,000円となっています。不用額の主なものは、建設改良費3,044万9,000円、予備費291万3,000円であります。なお、予算額中、建設改良費で210万円が増額補正されています。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する7,619万7,000円は、当該年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額865万1,000円及び過年度分損益勘定留保資金6,754万5,000円によって補てんされています。

(3)その他の予算事項。

地方公営企業法施行令第17条に規定する予算に係る事業の執行状況は、建設改良工事により企業債を1億8,200万円発行し、当年度未償還残高は26億551万2,000円で、前年度に比べ4.2%増加しています。また、一時借入金はありませんが、議会の議決を経なければ流用することのできない経費が職員給与費であり、事務職員1名の増員により1,132万6,000円が増額補正され、それに伴い一般会計からの補助金は1,000万円が増額補正され、決算額は3,628万3,000円となっています。

4. 財政状態。

当年度の財政状態を見ると、当年度の建設改良費として2億5,654万3,000円の事業が行われ、本巢上水道の整備及び配水管の拡張により有形固定資産が前年度に比べ1億3,768万7,000円、2.7%増加しています。この財源は、国・県補助金、負担金、加入金及び企業債によって賄われており、固定資産対長期資本比率は91.8%と前年度に比べ0.7%上昇しています。このほか、当年度の供給単価は1立方メートル当たり101.1円で、前年度に比べ0.2円減少しているが、経常経費の増加により給水原価は1立方メートル当たり115.3円で、前年度110.2円に比べ5.1円増加したため、給水利益の差損は前年度に比べ5.3円増大し、14.2円の赤字に拡大しています。

なお、企業の体力を見る際に参考となる当年度の財務比率は、各指標ともおおむね健全な数値を示しており、詳細につきましてはお手元の審査意見に記述したとおりであります。

結び。

以上のとおり審査結果を述べましたが、今後の見通しとして、少しずつではあるが、給水人口の増加が見込まれるが、生活様式の変化及び節水意識の向上により給水収益の増収は期待できず、事業経営は厳しい状況が予想されます。また、本巢上水道事業の供用開始に伴い、建設仮勘定から減価償却資産へ切りかわるとともに、既存の配水管維持管理、老朽配水管その他諸設備の更新などの建設投資を必要とすることから、経営面においては引き続き経費の節減と効率的な運用に努めるとともに、長期的展望に立った資金計画の精査を行うことが重要であります。

あわせて水道料金の未収金については、減少傾向にはあるものの、依然として滞納が見受けられることにより、未収金の発生原因を究明し、回収に当たっては毅然たる態度で臨み、収納方法、体制の見直し等改善を図り、職員一丸となって引き続き努められたい。

最後に、厳しい財政状態を踏まえ、自助努力により独立採算制の原則に立脚した事業運営を推進

することが望まれます。

平成23年9月5日、本巢市代表監査委員 三田村晃司。

以上です。

○議長（道下和茂君）

これより、決算審査の意見に対する質疑を行います。

なお、事業内容の質疑につきましては、後ほど開催する全員協議会において、補足説明の後に質疑を行います。

それでは、決算審査の意見に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで、決算審査の意見に対する質疑を終わります。

代表監査委員は自席にお戻りください。

認定第1号から認定第8号については、本日、本会議散会后、全員協議会において会計管理者及び担当部長から補足説明を求め、その後に質疑を行います。

日程第17 議員派遣について

○議長（道下和茂君）

日程第17、議員派遣についてを議題といたします。

お手元に配付のとおり、本巢市議会会議規則162条の規定により議員を派遣したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議員派遣についてはお手元に配付のとおり議員を派遣することに決定しました。

散会の宣告

○議長（道下和茂君）

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

9月7日水曜日午前9時から本会議を開きますので、御参集ください。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでございました。

午前10時06分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

